

ルイ 9 世の裁判を巡る一考察 —— アンゲラン=ド=クシー裁判（1259年）を中心に ——

鈴木道也*

キーワード：ルイ 9 世、国王裁判権、中世歴史叙述、紛争解決法

はじめに

西洋中世における法と裁判の性格を巡って近年活発な議論が展開されている。その方向性は、中世裁判の内在的理解を目指す点において概ね共通している。内在的理解とは、中世社会にあって王と諸侯の間、領主と領民の間、また時には聖職者が当事者になり、ある時は都市を舞台にして、まさに様々なレベルで展開される多様な裁判を近代的基準に基づいて評価するのではなく、中世における紛争解決システム全体の中に正しく位置づけることを意味する¹⁾。そのため最近では従来のように特権状や法典史料だけではなく、裁判証書や叙述史料なども積極的に活用され、法廷での審議、判決、刑の執行といった裁判の具体的過程の解明や、判決の性格及びそれらと特権状や勅令の規定との相関関係を明らかにする作業が試みられている。その結果例えば、裁判に持ち込まれない仲裁型あるいは調停型の紛争解決事例の多さが指摘されたり、これまで非合理的証明方法とされていた「神判」の合目的合理性が明らかにされている。また決闘裁判が示す紛争解決の当事者主義的性格に、近現代ヨーロッパの裁判原理との共通性を指摘するなどの成果も現れてきた²⁾。

しかし裁判を巡るこうした新たな知見も、権力秩序の問題と結びつけて論じられなければ、結局は「異文化としての中世」や「特殊ヨーロッパの

法文化」を説明するための興味深いエピソードの一つに留まってしまう危険性がある。法定立よりも裁判の問題が近代国家形成に際して時には重要な役割を果たすことは最近の研究が指摘するところである³⁾。また裁判権は中世社会においても公権力の「集約的表現」とされてきた⁴⁾。裁判の問題を取り上げる場合には、常に秩序編成との関連で議論を展開する必要があるだろう。

例えば、王の裁きの性格を問うことは国王の集権化、とりわけその法的側面における王権の拡大とその性格に関する通説的理解に再検討を迫ることになると思われる。中世フランス王国の場合、王の裁判権に関してはルイ 9 世治世（1226-1270）の画期的性格が指摘されてきた。カペー朝期の国王裁判権の展開を概観してみると、フィリップ 1 世期において王の法廷への訴訟当事者の召喚強制がようやく実効力をもち始めるものの、王の制裁権、強制権は弱く、王の関与も示談を旨とし、妥協内容に権威づけをするに留まっている⁵⁾。その後フィリップ 2 世期、特に1200年前後に王の立法権限、裁判権限が確実に強化され、ルイ 9 世治世期には、国王の立法機能の強化、規範的法の定立、その適用による裁判手続きの合理化及び規範的法の定立者（＝国王）への裁判権限の集中化が一定程度実現したとされる⁶⁾。

本稿ではこのルイ 9 世期を対象として、王権が関与するいくつかの紛争解決パターンのうち、領主（諸侯を含む）間の紛争解決に関する一事例に限定して考察を進めることとする。取り上げるのは、1259年の夏に起こったクシー領主による三名

*埼玉大学教育学部社会科教育講座

の人物に対する絞首刑の執行と、その後の経過、いわゆる「アンゲラン・ド・クシー裁判」である。事件を再解釈する試みを通じて、中世フランスにおける「王の裁き」の基本的性格について、一つの見通しを得ることを目指したい。

I 事件の概要とその通説的理解

1 事件を伝える史料群とその系譜

この事件はルイ9世研究の嚆矢ルイ・セバスチャン・ル・ナン・ド・ティルモンが17世紀に著した『フランス王サン・ルイの生涯』でも言及されている⁷⁾。ただし彼の研究は史料の根拠があいまいで、現在でも利用史料の同定は進んでおらず、正確な史料状況を知るためにはファラルルの研究を待たなければならない。ル・ナン・ド・ティルモンが王権の強大さを讃え、死刑判決を下す王の姿を中心に、事件を物語仕立てで書き留めているのに対して、ファラルルは先ず関連史料を明示し、その上で事件の歴史的意味について検討を行っている⁸⁾。彼によればこの裁判について言及する同時代史料は次の5点である。

- ・ギョーム・ド・ナンジ (Guillaume de Nangis) の『ルイ9世の事績 (*Gesta Ludovici IX*)』(史料 A)
- ・ギョーム・ド・サン・パトゥス (Guillaume de Saint-Pathus) の『聖ルイの生涯 (*Vie de Saint Louis*)』(史料 B)
- ・『フランス大年代記 (*Grandes Chroniques de France*)』(史料 C)
- ・プリマ (Primat) の『年代記 (*Chronique*)』(史料 D)
- ・マシュー・ド・ウエストミンスター (Mathieu de Westminster) の『歴史の光輝 (*Flores historiarum*)』(史料 E)⁹⁾

ルイ9世には上記した伝記・年代記とは別に、ジョフロワ・ド・ボーリユーやギョーム・ド・シャルトあるいはジャン・ド・ジョワンヴィルなど名の良く知られた伝記作者の手になる伝記が存在しているが、彼らの著作はこの事件について何ら述べて

はいない¹⁰⁾。また1254年から1270年までの国王法廷における予備審問調書と判決原本を集成した『パリ国王法廷判例集成』の中にも、本件に関する記録は残っていない¹¹⁾。

上記史料A～Eのうち、CはAの記述をそのまま引用しており、Aは基本的にはDの記述を下敷きにしている。ルイ9世の死後間もなく完成したD(1274年)と、13世紀末にフィリップ4世に献呈されたAはいずれもサン＝ドニ修道院の一修道士の手になるものである。当時サン＝ドニ修道院はフランス王国の守護教会としての立場にあり、王朝の継続性、永続性を伝記を以て知らしめ、また同時に教権、帝権と並ぶ学権が位置する場所としてフランスのアイデンティティを確立することを目指していた。サン＝ドニ修道院はフランス王家専属の伝記・年代記編纂所であり¹²⁾、目的を同じくする両書の記述は酷似しているが、Aの記述には構成の変更と何箇所かの挿入・修正が見られる。この点は後述する。またEの著作は記録が断片的且つ不正確である。こうしたことから当面検討の対象となるのは史料BとDになると思われる。ドミニコ会士ギョーム・ド・サン・パトゥスが記したBは、1297年に決定したルイ9世の列聖を受け、過去数度に及ぶ列聖調査時に作成・提出された伝記、報告書を踏まえて書かれたものであり、1303年に完成している。

2 事件の概要

フランス北東部のシャンパーニュ伯領とバルブ伯領の間に位置するクシー伯領は、小規模とはいえ2世紀以上前からカペー家との封建関係を持つ由緒正しき伯領であった¹³⁾。事件は1259年の夏の所領で発生し、その解決を巡って全王国を巻き込む一大騒動が持ち上がる。ここでは先ず、比較的簡潔なプリマの記録(上記史料D、以下「D年代記」と略記)に沿って事件の流れを確認し、プリマの約三倍の分量でこの事件を詳述しているギョームの伝記(上記史料B、以下「B伝記」と略記)で適宜補足していきたい。事件は大きく五つの場面に分けられる。

(1)事件の発生

『アンゲラン・ド・クシーに関するある事件が生じた。この人物は、王国内のいと高貴なる者達と系族関係によって結ばれた、自らもまた高貴なる者であったが、彼が絞首刑に処したる若者どもの死に関わって犯した大罪の故に、自らの命を金銭を以って買い戻さざるを得なくなるほどの罰を負ったのである。さて、三名のフランドル生まれの高貴なる若者が、フランス語を学ぶためにサン=ニコラ=オ=ボワ修道院に送られ、そこに滞在していた。クシー領主の森において野ウサギを狩る矢と弓を身に帯びて野を駆け騒いでいたところ、森林警護番が彼らを見つけて捕らえ、投獄した上で家来の者が領主にその旨報告した。領主は理由も年齢も問うことなく直ちにこの者達を絞首刑にする判決を下し、彼らは絞首刑に処された。かかる出来事に接して彼らを預かっていたサン=ニコラ=オ=ボワ修道院長、並びにこの若者の中の一人が親戚であったフランス王国の主馬長ジル=ル=ブランはひどく衝撃を受け、切実なる苦情を王に対して申し出た。』¹⁴⁾

サン=ニコラ=オ=ボワ修道院は、クシー領主領に隣接しラン司教区に含まれる。若者達が足を踏み入れた森はクシー領主の所領に属し、その狩猟権下に置かれていた。領主以外の者が無許可で狩りを行うことは固く禁じられている。かかる禁令を守らせるために置かれていたのが森林警護番である。通例、違反狩猟行為には当地の慣習にしたがって一定額の罰金が課されるが、処分が領主の恣意的判断に委ねられる場合もあった。クシー伯領がまさにそうで、領主アンゲランは上級裁判権行使の結果として三名の処刑を決定している。他方、修道院側の訴えはクシー領主の裁判管轄領域に異を唱えるものであった。因みにB伝記は、サン=ニコラ修道院側に同情的な筆致で、侵入した若者が狩りとはいえ獵犬すら連れておらず、また軽装だったことを付け加えている¹⁵⁾。

(2)アンゲランの逮捕

『王はこの件に関して、それが大いなる不忠

となるか否か申し述べさせるためクシー領主を法廷に召喚した。クシー領主が国王の面前にて述べるには、返答を強制される謂れはなく、慣例にしたがってフランス同輩衆による裁きを受けたい、ということであった。しかしこれは、彼の兄弟に割譲されていたポーヴェとグルネの所領こそ、諸侯と見なされるに相応しい所領であるという事実によって、彼の意に沿わないことが明らかになった。審問は一時中断され、王はこのクシー領主を同輩でも騎士でもなく下級役人に命じて捕らえさせ、ルーブルに連れて行って投獄し、そこを警護させた。そして王国の全ての諸侯が一同に会する日を決めた。』¹⁶⁾

長きに及ぶ十字軍遠征を終えて1254年に帰還した後、直ちに国制改革勅令を公布したことから窺えるように、国王ルイ9世は王国の政治的安定に熱意を持って取り組んでいた。そうしたなか、王は修道院の訴えに接してアンゲランの不忠を疑い、シモン・ド・ネスルらに命じて事件の調査を行った後、彼を国王法廷に召喚する。彼には大逆罪の嫌疑がかけられたのである。しかしアンゲランは返答を拒否、慣例にしたがって同輩衆 (les pers de France) による裁きを要求する。彼にしてみれば、自らが有する裁判権を行使して領域内秩序を守っただけのことであり、同輩の前で宣誓を以って自らの身の証を立てれば済む問題であると考えていた。ところがこの要求は、諸侯身分であることを示す所領 <baronnie> が、既に別の兄弟に相続されているという理由で退けられる。おそらくこれは1132年に行われた財産分割を示していると思われる¹⁷⁾。事件当時アンゲランが領有していたのはクシーとマルルの所領であったが、これは資格を満たしていないと判断された。しかしそれでも王は本件の裁きにあたって結果的には王国諸侯の招集を決定する。この辺の経緯は十分に説明されておらず、やや不自然な印象を受ける。その間アンゲランは捕らえられてルーブルに投獄されるが、B伝記によれば牢に鍵はかけられてはいなかったという¹⁸⁾。

(3) 諸侯参加の国王法廷開廷、審議

『王は全ての諸侯を集め、その者達の前にクシー領主を引き出して王に対してこの事件に関して申し開きをするよう強制した。そこで彼は王の同意を得て、自らの助言者に彼の系族に連なる諸侯全てを求めたところ、彼と繋がる大多数の諸侯がその場を立ち去り、王は彼自身の顧問官を除けば全く孤立してしまった。王は彼が自らの家系に連なるものであることしか知らなかったのである。』¹⁹⁾

クシー領主アンゲランは緻密な系族関係の網の目によってフランス王国中の諸侯と結ばれていた。事件当時のパール伯やブルターニュ伯は彼の従兄弟にあたり、彼の祖母アリはルイ6世の孫娘でもあった。D年代記ではその後の法廷審議の場面が省略されているが、もちろんそこで何の議論も行われなかったわけではない。B伝記によれば、ここでの第一の争点は法廷決闘の可否であった。クシー領主側は、王が進めようとする糾問主義的な裁判手続きが、当事者の名誉・人格・財産を傷つけることになるとして拒否し、代りに法廷決闘による無罪証明を主張する。しかし国王側は、祖父フィリップ2世期に行われた審問による裁きを例に出しながら、「貧しき者、教会、憐憫の情を喚起すべき人々に関わることについては決闘による証明によって証を立てるべきではない」としてこの主張を退けた²⁰⁾。「王国の諸侯に逆らってまでこの種の人々のために喜んで闘おうとする者などいない」というのが拒否の理由である。しかし国王は「王国の慣習に従えば、本来は彼に対してなされた審問を以てしてはアンゲランを裁くことはできなかった」ことを告白している。いうのも、フィリップ2世の場合でも審問的な手続きは両当事者の了承を得て行われていたからである。それでも国王は、「彼(=アンゲラン)がこの件に関して神意に忠実であろうとするならば、血統の高貴さであるとか、彼の友人の力であるとかをあてにして、自らに対してなされたる裁判を避けようとするべきではない」との判断の下、慣例の範囲を越えてでも自らの裁きを強力で押し進めていく。²¹⁾

(4) 判決の決定

『それでも王は、意志を曲げることなく正しき裁きを、即ちアンゲランもまた(絞首刑に処された者たちと)同様に死刑に処されるべきであることを望んだ。しかし諸侯の懇願によって王によるかかる重い刑の執行は退けられ、クシー領主はその命をおよそ一万リーブルで買い戻し、以後長く祈りが捧げられることになる、若者達の魂を鎮めるための二つの小教会を築くこととなった。しかし常に公正を旨としそれを発展させてきたフランス王ルイは、この金を自らの庫には入れず、全てを宗教事業に用いた。即ち、この金を以てポントワーズの教会財産を強化し、ドミニコ会修道院附付属の学校や共同大寝室の建設、パリのフランシスコ会修道院教会の建設を行ったのである。』²²⁾

国王は王国諸侯衆の圧力に屈することなく自ら判決を下し、贖罪金一万リーブルと犠牲者の鎮魂のための教会建設費用の支払いをアンゲランに命じた。B伝記によれば刑の内容はそれに留まらず、王はアンゲランに対して若者が絞首刑に処された森を放棄させ、それをサン=ニコラ修道院に与え、更にこれまでクシー領主が行使してきた森と漁場に関する全裁判権を剥奪したという²³⁾。このことは即ち、今後アンゲランはそこで生じたあらゆる違反行為に関して、その当事者を自らの判断で牢に入れることも刑に処することも出来なくなったことを意味している。

(5) 後日談

『かかる出来事は他の王たちにとって大いなる模範となるだろう。いと高貴なる家系に生まれた者が貧しく弱者より訴えられたときに、その命を償う手だてを容易に見つけることは出来ないからである。』²⁴⁾

最後にD年代記はこの裁きが他の王にとって範とされるべきことを述べ記述を終える。

一方B伝記は後日談を伝えている。判決に強い不満を抱いた参加者の一人ジャン・ド・トロットは「どうせなら国王は我ら全てを絞首刑に処され

ばよろしかろうに」と憎まれ口を叩いた²⁸⁾。しかしそれが王の耳に入り、アンゲランに続いて叛乱の疑いをかけられて慌てたジャンは、二十人を越える者の宣誓を以って身の証を立てるはめになってしまった、という。

3 通説的理解

事件の経過は以上の通りである。同じ事件でもプリマとギョームとでは、叙述の具体性という点に加え、力点の置き方が異なっている。裁判の中でプリマは同輩裁判が却下された場面を詳述しているのに対して、ギョームは決闘裁判の可否を巡る審議に強い関心を抱いている。逆にギョームの伝記では同輩裁判に関しては一切言及がない。またこの他にも、両者の記述には国王への申し出を行った人物名などいくつかの違いが見受けられるが、ファラルはこうした記述内容の微妙な差異にはこだわらず、伝記の記述を総合的に理解し、アンゲラン裁判を裁判制度の合理化並びに国王裁判権の集権化に一段階を画す象徴的事件と位置づけた²⁹⁾。判決が事実なら、国王は自らの法廷を通じて諸侯層の上級裁判権限への介入すら可能であったことになる。法廷決闘を禁止し、審問的裁判手続と宣誓証明の重視を謳った1261年2月の勅令は、かかる現実を追認するものであった。この頃作られた作者不詳の「一諸侯の詩」は、この裁きに戸惑い、王権に脅威を覚える諸侯の様子を次のように詠んでいる。

「フランスの民は大いに驚き、戸惑っている
我は封より生まれたる全ての者に伝える
おお神よ我に加護を与えたまえ
あなた達はもはや自由ではないのだ
あなた達はフランシーズより大いに遠ざけられたのだ
なんとすればあなた達は証人尋問によって裁かれるのであり、
自らによる護りがあなた達の助けとなることはない
あなた達は大いに欺かれたのである」²⁷⁾

多くの諸侯層を味方につけたアンゲランは王に対して、同輩によって裁かれること、また法廷決闘で証明することを望んだが、結局どちらも退けられている。諸侯側から見ればこれは諸侯特権の

大なる侵害であった。詩の中で諸侯はこの事件を通じて王に「欺かれた」と感じ、大きく落胆している。ファラルの見解を踏まえ、この事件を諸侯の側から検討したキャロンは、アンゲラン事件を国王と諸侯との戦いと見なし、有力諸侯層をも一王国民として自らの裁きに従わせしめようとする王の挑戦的な意図を読み取っている³⁰⁾。結果的に高額な罰金と裁判権の一部剥奪という非常に厳しい判決が下ったこの事件は、諸侯の敗北、王権の勝利を印象づける。リシャルも、この事件を王の法廷への諸侯の影響力が減少していく重要な契機と捉えている³¹⁾。もっともシブリーが指摘するように、1261年の勅令の効果はルイ9世の権威を頼りにしたものであって、はやくも次のフィリップ3世期には、国王直轄領下であっても法廷決闘がかなり頻繁に行われていたことが知られている³²⁾。

II 事件の再検討

1 別の伝記から

ここまで我々は一連の研究に倣い、二つの伝記史料の記述を基に事件の全体像を明らかにしてきた。その際伝記間の内容の差は叙述の精粗の差、あるいは作者の力点の相違に由来する偏差の範囲内と見なして特に問題にしてこなかった。この点に関してはファラル以後の研究者は全て同様である。しかし近年の研究状況は近代・前近代を問わず歴史叙述の客観性にとりわけ批判的であり、ルイ9世治世期研究についても例外ではない³³⁾。サン＝ドニの修道士であれドミニコ会士であれ、作者がこれらの作品を著わした背後には明らかな政治的・宗教的意図が存在していた。D年代記は王権の輝きを賛美せんがためであり、またB伝記が依拠したのは列聖調査資料として教皇に提出されたものであった。してみれば、叙述に際して事実の恣意的な選択、曲解、あるいは脚色などは避けられないだろう。王の裁きの性格に関わるある事件の、その実像は言説に覆われ、伝説化されていったのである。もっとも、創られた物語こそ彼らにとっての「真実」であったが。このとき我々が為し得ることは、歴史叙述に含まれる多様な言

説の意味を解きほぐし、その虚構性の先にあるイデオロギーを指摘するとともに、そこから振り返って確かに存在していた（であろう）物語の核となる歴史的事実が何であったのかを明らかにすることである。

この問題を考える上で手がかりになるのが、ギョーム・ド・ナンジの『ルイ9世の事績』である（上記史料A、以下「A伝記」と略記）。この伝記はD年代記を下敷きにして作成されたにもかかわらず、転記上の誤りとは明らかに異なる意図的な加筆・修正が施されており、この事件を特定の政治目的に利用しようとする傾向がより顕著である。この伝記の内容をD年代記と比較し、その差異を際立たせることによって、事件を語る伝記作者達の解釈の方向性が浮かび上がってくるだろう。それを踏まえ、改めて事件の実際とその性格について考えてみたい。

A伝記を見て先ず気がつくことは、王ルイ9世が「厳格にして公正明大な裁き手」であるというイメージをこの事件を通じて浸透させるために、事件の叙述に様々な工夫が施されていることである。例えば、作者ギョームは冒頭で「王のその地位は、裁判権によって飾られ、また強められるということが賢人によって語られているのであるから、我々は王が有していた裁判権の、その輝きを賛美せんがため、ここでクシー領主の事件について語ろうと思う」と述べて³⁰、この事件をとりあげる目的が、王の地位を確固たるものとしている強大な国王裁判権についての喧伝であることを明記する。次いで国王の誠実さとアンゲランの残酷さのコントラストが、もともとプリマの年代記にはなかった形容詞を用いて際立たせられる。アンゲランは「残忍な行為（cruauté）」や「残酷で無慈悲な人物（homme cruel et sans pitié）」また「卑劣な振る舞い（vilain cas）」といった表現によって貶められるのに対して、王の振る舞いは「公正明大（droiture）」、「賢明（sage）」と称賛される。

さらに、物語性をより高めるため、判決決定後の国王の態度にも抑揚が施される。強い決意で死刑を宣告した王に対して、諸侯が最初に慈悲を求めて懇願した際には、王は「彼を（無罪にして）

放しても、また彼を絞首刑に処してもどちらも神意に適うのであれば、余は彼とその親戚である諸侯達のことを気にすることなく、この者を絞首刑に処するのである」³¹と妥協の余地のない厳格な姿勢を示す。しかし諸侯達が幾度か懇願することによって王は「最終的には和らげられて」³²贖罪金の支払いと引き換えに彼の命を助けることを決断する。そして記述の最後に「弱き者から訴えられた場合、裁きを行う者の前では金を以て自らの命を買うことは本来は非常に困難である」³³と書き添えることによって、今回の裁きには王の例外的な慈悲が示されていることが強調されている。

加えてA伝記では、発展しつづける王権こそ自らの権勢の源とばかりに、王権の強化に邁進する国王家臣団の積極的な活動を付け加えることも忘れない。アンゲランの所領は諸侯領と見なし得ないこと、したがって同輩裁判の申し出は却下されるべきであることを論理的に指摘するのは、「フランス法廷の法律家衆（la registre de la cour de France）」であった。

このようにA伝記では、ルイ9世の偉大さ、その革新性が様々な形で強調されている。しかしレトリックを取り除いていけば、事件の構造そのものは比較的単純なものとなってくる。先ず、これまた多くの修飾に満ちたB伝記の記述を除外し、次いでA伝記の基になったプリマの年代記（D年代記）から、1）法律家衆の活躍を示す、同輩裁判の可否を審議する場面、2）王の慈悲により刑が減刑される場面、を取り除くならば、この事件は、世俗領主と修道院との裁判管轄領域を巡る争いに世俗諸侯側の同輩衆と国王が介入し、世俗領主側の非を認める形で結審した裁判であった。審問的・糾問主義的裁判手続きの始まりを画すとしても、細かく見るならば、原告の申し出によって裁判手続きが開始されているという点において、厳密な意味ではそれに当たらない。もちろん、国王並びにその忠実な家臣団の活動は、裁判制度変革を含む王権の改革に向けての重要な一歩であるが、現実と見ることはできないだろう。

もっとも、一連の作業を経てもなお、これらの伝記・年代記の記述からは、国王の裁きによりアンゲランに対して非常に厳しい判決（一万リーブ

ルの贖罪金、所領の没収、裁判権の剥奪、等)が下された、という印象を受ける。果たしてこの部分は事実を正確に物語っているのだろうか。

2 在地の和解証書から

この問題に関しては、以下クシー領主領で作成された裁判関係証書を用いて考えてみたい。エヌ県文書館には、1259年の一通の和解証書が保管されている(H-352)³⁰⁾。この文書はサン=ニコラ修道院とクシー領主との間の、所領侵犯事件を直接的な契機とするその後の紛争を解決するため作成されたものである。既にファラルもこの文書の存在には気づいていたが、史料の日付が1259年11月であることを理由に、これを国王裁判の後、同年11月に発生した別の事件に関するものと見なして利用しなかった³¹⁾。しかし、同じ年の夏に過酷な裁きを下され苦い経験をした領主の家臣が、その時と同じサン=ニコラ修道院を相手に同種の係争を繰り返すのは常識的に考えて不自然ではないかと思われる。またこの史料がアンゲラン事件とは別だとすると、当事者であるクシー家側には事件の記録が一切残っていないということになる。結論から言えば、ファラルの判断は誤りであった。ファラルが検討したのは1259年11月の日付を持つ和解証書だけであり、この日付を理由に彼はこの史料を除外したのであるが、実際にはその後の校訂作業の中で同年9月に作成された証書が発見され、11月のものが再認文書であることが明らかになったのである。したがってこの史料はまさに今回の事件を記録したものであった。さて、史料は次のように述べる。

『サン=ニコラ=オ=ボワ修道院の領民にして家来が、修道士が語るところによれば、彼らの裁判管轄領域内において、クシー領主の家来によって捕らえられ、次いで投獄され、領主の命によって絞首刑に処されたと言う。修道院側は次のことを要求してきた。即ち犠牲となった者が捕らえられた場所が返還され、更に贖罪金が支払われるべきことをである。クシー領主は、この場所はサン=ニコラの所領にして裁判管轄領域に属すということ、また彼の命によって絞

首刑が執行されたということに反論した。そして場所の返還と、贖罪金の支払いを拒否した。しかし boni viri 達によって、最終的に和解が計られることになった。

それによれば、はっきりと境界づけられた森が修道院に返還される。これは、修道院長と修道院の語るところによれば、ラン司教によって彼らに与えられたものであったが、同じく彼らの語るところによれば、クシー領主の祖先が、暴力によって不法に略奪した、そういう森の回復ないしはそれとの交換なのだという。この森に加えて、この亡くなった領民の埋葬を彼らが行うための、罰金の支払いが取り決められた。また、かの地に安全に赴くことが出来るのであれば、罪のある servientes 自身がこの遺体を返還すること、もしそれが難しいのであれば、同じ地位にある同僚によってそれが行われることになった。』³²⁾

ここから明らかになるのは次の点である。第一に、クシー領主=修道院間には所領の帰属を巡り境界周辺には恒常的な緊張関係が存在していた。1259年の事件も境界確定を巡る常態化した紛争の一例としての性格を持っている。1239年にも両者間で係争が生じ、その解決のために和解証書が作成されているのであるが、事件の発端は59年と同様「弓と矢を持った enfans が」領主アンゲランによって捕らえられたことであった³³⁾。したがって、事件はそもそも従来考えられていたほど特殊のものではなかったことになる。第二に、1259年に国王が課した諸々の判決の内容は、この証書に照らして考えるならば、現実とは大きく異なっている。一万リーブルの罰金は実際にはクシー領主の十字軍遠征免除金に充当される「贖罪金」であった。また、森林への上級裁判権剥奪に関しても、1277年のクシー領主による同地への権限行使の事例を見れば現実に執行されたとは思えない³⁴⁾。今回の係争の結果が和解証書の通りだとすれば、クシー領主の負担は決して厳しいものではなかった。

第三に、この事件そのものが、審問主義的裁判か同輩裁判かといったレヴェルの紛争ではなく、実際には継続関係で結ばれた親族を仲裁人に据え

て行われる、伝統的な仲裁裁判という性格を持っていたということである。鍵をかけない拘留などクシー領主の扱いに関する国王の遠慮は、そうした関係の現われであった。即ちアンゲラン裁判とは、一世俗領主が国王の法廷に召喚され、王の厳格な裁きによって断罪されたというよりは、領主同士の所領を巡る争いが、*virī boni*（良き衆）の仲裁によって和解的に解決された出来事であったと考えることが出来るだろう。B伝記やD年代記の中で王に対して求められた同輩裁判が、論理的には退けられながらも結局は王国内の主立った諸侯層の参集を許すことになった背景には、当初からこの紛争が王の手中に収まるものではなかったという事情があった。諸侯の参加は動かしようのない事実であったため、年代記作者達もこの部分を削ることが出来なかったのではないだろうか。しかし諸侯層の参集をみた出来事であった故に、その中で王の活躍を際立たせるべく、先に見たような過剰な脚色が加えられ、伝説化が図られてきたのである。ファラールや多くの研究者が指摘してきたこの事件の象徴性ははなはだ疑問であると言わなければならない。

むすびに

今回の検討によって、国王裁判権限強化の一つの到達点とされてきたルイ9世期の位置づけを、直ちにしかも全面的に修正することは出来ない。成果は多めに見積もっても、ルイ9世の画期性を際立たせてきたエピソードの一つが消えるだけである。ただそのことは、13世紀後半でも領主間レヴェルの紛争において伝統的な紛争解決システムが機能していたことを我々に教えてくれる。またその一方で、王とその周りに集う廷臣集団、またその意を汲んで伝記や年代記執筆に腕を振るう作家達が、紛争解決における王の、何かしら新しい、そして積極的な役割を追求していたことも確かである。そしてそれは諸侯層には大きな脅威であった。先に挙げた「一諸侯の詩」は後段で次のように語る。

「神がそれを本当はお望みではないことを我は知っている
このような隷属を、そしてそれが実行されたとしても
おお、誠実なるものがいま脅かされ軽んじられている
あなた達はそこに哀れなる者のみみつけるであろう
あなた達は力と権力と自信を持っている
それはあなた達が我が王の友だから
だに今やあなた達のそれは
王の近くから大いに遠ざけられている
我が知りたるは彼らの傍らにただ一人なれど
この者は聖職者に入れあげているから
あなた達の助けとなることはない
まったくもって彼らは、
施しと過ちを勘違いしているのである」⁴¹⁾

ここには王に侍る新興勢力へのあからさまな反感や警戒感が窺える。では、その新しさ、廷臣集団が目指したものは何だったのであろうか。その問題について考える前に、ここでもう一度法制史上の13世紀の位置づけについて確認しておきたい。通常13世紀は伝統的法秩序が全ヨーロッパ的に解体し、法と倫理との分離、そして法の体系化が急速に進展する時期であったと言われる⁴²⁾。かかる理念が王権の領域で実現する時、それは国王の立法機能の強化、規範的法の確立、その適用による裁判行政の合理化、権限の集中化として、一言で言うなら王が「法を立てる者」となることで現実化していくとされる。これが法の近代化であり、「新しい法構造の時代」の訪れを告げるものであった。

ところがルイ9世治世に関しては、かかる現実を裏付ける史料はそれほど多くはない。三通の王令と三つのエピソード、そして『パリ国王法廷判例集成』に残される多くの裁判記録の存在がそれにあたる。三通の王令とは、①王国全土のバイイとセネシャルに対し、公正な裁判の実施を目的として綱紀肅正の指示を出した1254年12月の王令、②一切の法廷決闘の禁止、及びそれに伴う審問的裁判手続きと宣誓証明の重視を謳うとともに、判決否認に対する控訴手続きを一般化した1261年2月の王令、そして③王国内における一切の武器携行及び私戦の禁止を命じる1270年の王令、であった。また三つのエピソードとは、①ジョワンヴィ

ルの伝記でよく知られるように、夏は櫛の木の下でまた冬は寝室で、裁きを求める全ての者に絶えず自ら裁きを下す王のイメージであり、また②1261年以降、厳格な裁判の徹底によりパリ秩序を著しく回復させ、それによってもたらされたパリの著しい経済発展が王庫収入の倍加をもたらすこととなった、パリのプレヴォ、エティエンヌ=ボワローの活躍であり、そして最後が③今回取り上げたアンゲラン=ド=クシー裁判であった⁴⁰⁾。従来の研究は、象徴的な三つのエピソードと三つの王令を結びつけ、パリ国王法廷の活発な活動を踏まえて、ルイ9世を「至上の裁判権者 (souverain justicier)」を目指す国王と見なしてきたのである。

しかしアンゲラン事件を覆う複数の言説が惹起するイメージ、廷臣集団が示した国王像は、少なくとも「法を立てる者」ではない。それはむしろ決闘裁判を退ける王の言葉にはっきりと現れているように⁴¹⁾、哀れなる者に、恩恵としての裁きを与える者であった。事件全体を貫く伝統的な紛争解決の当事者主義的性格の中で、衡平の精神に基づき調停者の立場で介入する場面においてこそ、王の影響力は発揮されている。

文学作品に現れる国王観念を分析したコーエンは、中世後期のフランスに現れる二つの国王像を指摘している。一つは既存の法を守り、臣民全てに対して等しくそれを適用する国王像であり、もう一つは時として法を離れ、慈悲に満ちた裁きを行う国王像である⁴²⁾。ルイ9世に関していえば、前者を典型的に示しているのがジョワンヴィルの『聖ルイ伝』59節である。ヴァンセンヌの森で櫛の木にもたれたルイ9世に対して、「何がしかの事件を抱えた者達は全て、門番や他の者に邪魔されることなく直接彼に話しかけ」ることができた。王はそれらの事件を聞き「一つ一つ解決していこう」と語っている⁴³⁾。他方、後者に関しては、B伝記やD年代記に描かれた国王をこのイメージに当てはめることが出来るだろう。そしてこれこそが、事件の叙述を通じて王に求められた「新しさ」ではないかと思われる。この事件の少し後、14世紀のブルターニュ慣習法書は次のように記している。「裁きは施しである。さもなくば小さき

者達 (menus giens) は、強き者達の圧力に打ち勝って生きていくことが出来ないからである。そして裁きは誠実であるべきで、伸ばした綱のごとく真っ直ぐ今にも切れんばかりに真っ直ぐでなければならない。」⁴⁴⁾ 伝記や年代記の中での「アンゲラン事件」も、王の裁きのこのような性格を象徴的に示すための挿話であった。

もっともこうした推測は、現存する多くの勅令から積極的な立法活動が確認されるフィリップ4世の、その立法者としてのイメージにまで修正を施そうとするものではない。確認しておきたいことは、中世における王と裁判との多様な関わり方のすべてを、近代的立法観に至る単線的な発展の図式の中に位置づけることは難しいのではないか、ということである。前近代における王の裁きには、近代へ継承されることのないものも含め、複数のイメージが重層的に存在しており、この重層性は14世紀以降、時を経てもなお統一されることなく混在していく。16世紀にシャルル・ド・ブルボンがシャルル7世の娘ジャンヌのために作成を命じ、ピエール・グランゴールが著わした『サン=ルイ殿下の生涯』の中で、ルイ9世は裁きを行う王の一人として、シャルルマーニュやアーサー王らとともに神話化されている⁴⁵⁾。そこではアンゲラン事件はより神話化され、王の慈悲を請うためその足元に跪き、自らの罪が極めて悪質で且つ重大であったことを涙ながらに認めるクシー領主の姿が描かれる。ここには人々がルイ9世に求めた資質がいかなるものであったかが、より明瞭なかたちで現れているように思われる。

(1999年 9月30日提出)

(1999年10月29日受理)

註

- 1) Geary, P., *Vivre en conflit dans une France sans état: typologie des mécanismes de règlement des conflits (1050-1200)*, *Annales ESC*, 41^e Année, 5, 1986, pp. 1107-1133.
- 2) 邦語文献としては、高橋清徳「中世の神判をみる視点とその座標系」『法経論集(千葉大学)』第10巻、第4号、1996年、73-98頁；藤田朋久「汝のために神は闘えり—法廷決闘とその叙述をめぐる問題」榊山紘一編『西洋中世像の革新』刀水書房、1995年、323-350頁；山内進「中世ヨーロッパの決闘裁判」『一橋論叢』第105巻、第1号、1991年、62-98頁；ロバート・バートレット(竜崎喜助訳)『中世の神判』尚学社、1993年などを参照。
- 3) Padoa-Schioppa, A. (ed.), *Legislation and Justice-The origins of the modern state in Europe Theme C-*, New York, 1997, pp. ix-xiv.
- 4) 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版会、1992年、54-55頁。
- 5) 同書、55頁。
- 6) 同書、56頁。
- 7) Louis Sebastien Le Nain de Tillemont (éd. J. de Gaule), *La Vie de Saint Louis, roi de France*, Paris, Société de l'Histoire de France, 1847-1851, t. iv, pp. 180-192.
- 8) Faral, E., *Le procès d'Enguerran IV de Coucy*, *Revue historique du droit français et étranger*, 1948, 25, pp. 213-258.
- 9) A : Guillaume de Nangis (éd. Daunou, Cl. Fr. et Naudet, J.), *Gesta Ludovici IX, Recueil des historiens des Gaules et de la France*, XX, Paris, 1840, pp. 312-465. (以下Gesta Ludovici IXと略記)
 B : Guillaume de Saint Pathus (éd. Delaborde, H. F.), *Vie de Saint Louis*, Paris, 1899. (以下Vie de Saint Louisと略記)
 C : J. M. E., Viard (éd.), *Les Grandes Chroniques de France*, 10 vols., Paris, 1920-58.
 D : Primat, *Chronique, Recueil des historiens des Gaules et de la France*, XXIII, pp. 1-106. (以下Primat, Chroniqueと略記)
- 10) Geoffroy de Beaulieu, *Vita et sancta conversatio piae memoriae Ludoviciquondam regis Francorum et Guillaume de Chartes, De Vita et Actibus Inclytæ Recordationis Regis Francorum Ludovici et de Miraculis quae ad ejus Sanctitatis Declationem Contingerunt*, *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, XX (éd. Daunou, Cl. Fr. et Naudet, J.), Paris, 1840, pp. 3-41; Jean de Joinville (éd. Monfrin, J.), *Vie de Saint Louis*, Paris, 1995.
- 11) Beugnot, A. (éd.), *Les olim ou registres des arrêts rendus par la Cour du roi, sous les règnes de Saint Louis*, t. 1, Paris, 1839.
- 12) Spiegel, G. M., *The Past As Text: The Theory and Practice of Medieval Historiography*, Baltimore, 1997, p. 83.
- 13) Barthélemy, D., *Les deux âges de la seigneurie banale, Pouvoir et société dans la terre des sires de coucy (milieu XI-milieu XIII^e siècle)*, Paris, 1984. (以下Barthélemy, D., *Les deux âges*と略記)
- 14) < Et ceste chose apparut bien el fait de Enguerran de Couci. Car, comme il fust home de si noble partage que touz les plus nobles princes du royaume li appartenioient par lignage, et encore peut il a paine faire tant en la fin que il rachetast sa vie par doner de sa monnoie as povres, pour ce que il avoit forfait en la mort des enfanz que il avoit fait pendre. Quer trois nobles enfans de Flandres estoient en l'abbaye de Saint Nicholas du Bois, qui avoient esté envoié s pour aprendre le langage de France: lesquies, si com il s'aloient esbatant et jouant, et si com aucun racontent en traiant de leurs ars et de leurs saiettes aus connins parmi les bois au sire de Couci, si que les forestiers les trouverent et prinrent; et quant il les orent mené en prison, les serjans raporterent au seigneur ce que il avoient fait. Et le seigneur tantost, sanz congnoistre la cause ne l'age, donna estordieusement sentence qu'il fussent pendus, et les fist pendre.
 Entre ces choses, l'abbé de Saint Nicholas, en qui garde il avoient esté avant envoiez, et Gilles le Brun, conetable de France, duquel lignage l'en disoit que l'un des enfans estoit, apporterent tres crueusement et a grant instance la complainte au roi. > Primat, *Chronique*, p. 112.
- 15) *Vie de Saint Louis*, pp. 181-182.
- 16) < Et adonc le roi fist appeler pour ceste chose le sire de Couci a cort, pour respondre sus le cas de si grant felonnie. Lequel, venu en la presence du roi, dist que il ne devoit pas estre contraint a respondre, mais devoit

estre jugié selonc coustume par les pers de France com baron. Mais,pour ce que il fu prouvé contre li, parles fait ja en avant qui avoient esté fais dela court, que la terre de Boves et de Gournay, qui avoit esté depecie par partie de freres emportoit la seigneurie de la baronnie,et doonc le negoce pendant en tel estat, le roi fist prendre le seigneur de Couci,et non par les pers ne par les chevaliers, mès par les vallés de la salle,et fist mener au Louvre en prison et le fist la garder. Et li establi jour quant touz les barons du roiaume i seroient. > Primat, Chronique,p.112.

17) Barthélemy, D., *Les deux âges*, p.125.

18) Vie de Saint Louis, p.182.

19) < Et donc fist assembler touz les barons. Et quant il fuerent assemblez, il fist amener le seigneur de Couci et milieu de tous; et donc le contrainst le roi a respondre sus le devant dit cas.

Et donc, par la volente du roi, il assembla a son conseil touz les barons de son lignage; et donc ot la si grant noblesce du lignage de li, que le roy demoura a bien pou tout seul, fors que de son conseil. Quer adonc le roi ne congnoissoit que il en eust tant qui fussent de la suite de son parenté. >

Primat, Chronique, p.113.

20) < il respondi: que es fez des povres, des eglises ne des personnes, l'en ne devoit pas einsi aler avant par loy de bataille; car l'en ne trouveroit pas de legier aucuns qui se vousissent combatre pour teles manieres de personnes contre les barons du roiaume. > Vie de Saint Louis, p.182.

21) Vie de Saint Louis, p.183.

22) < Et ce estoit l'entente du roi de juger juste jugement sanz flechir, si que il fust puni d'a-utel poine et condempné a mort semblable. Et donc fu a grant peine ordené avec le roi, parles proieres et requeste des barons, que il racheteroit sa vie de X mille livres ou environ, et que il feroit fere deus chapeles pour les ames des enfanz, ou l'on celebreroit touz jour mès.

Mès celi vrai ami et cultivateur de droiture, c'est assavoir Louys roy de France, si ne mist pas cele monoie en ses tresors, mès

departi tous es oeuvres de pitie. Car de cele pecune il acrut les rentes de la meson Dieu de Pontoise, et en fist fere les escoles et le dortoer des Jacopins, et en fist l'eglise des freres Meneurs de Paris, et l'accompli dès les fondements tout entierement. > Primat, Chronique, p.113.

23) Vie de Saint Louis, p.184.

24) < Et ceste chose fu grant essample de justice a autres rois, que cil qui estoit nez de si tres nobles lignages, qui estoit accusé aussi comme de povres et simples genz de tel felonie entre les siens si nobles, qu'i pout a grant peine trouver remede de sa vie. > Primat, Chronique, p.114.

25) < mon seigneur Jehan de Thorote avoit dit as barons qui avoient ilecques esté bien se il les pendoit toz... > Vie de Saint Louis, p.184.

26) Faral, E., *op.cit.*, pp.246-247.

27) Le Roux de Lincy, A., *Le livre des proverbe français*, Paris, 1859 (réimp. Genève, 1968), vol.2, p.290.

28) Caron, M.T., *Noblesse et pouvoir royal en France XIII^e - XV^e siècle*, Paris, 1994, pp.29-31.

29) Richard, J., *Saint Louis*, Paris, 1983, pp.308-309.

30) Sivéry, G., *Saint Louis et son siècle*, Paris, 1983, p.520.

31) Le Goff, J., *Saint Louis*, Paris, 1996. 及び彼の著作を受けて1996年春に開催されたシンポジウムの成果を纏めたL.Moulinier et Patrick Boucheron (dir.), *Hommes de pouvoir: individu et politique au temps de Saint Louis, MEDIEVALES*, 34, 1998を参照。

32) Gesta Ludovici IX, p.399.

33) < Notre Seigneur lui sût aussi bon gré de le pendre que de le relâcher, il le pendrait, sans se soucier des barons de son lignage. > *Ibid.*, p.399.

34) < Finalement, le roi se laissa fléchir... > *Ibid.*, p.399.

35) < qui n'était accusé que par de pauvres gens, parvint difficilement à racheter sa vie devant celui qui tenait et gardait justice. > *Ibid.*, p.400.

36) Archives départementales de l'Aisne (以下A. D.Aisneと略記), H352 (Originaux de Saint-Nicolas-aux-bois), Barthélemy, D., *Les deux âges*, pp.475-486.

37) Faral, E., *op.cit.*, pp.239-240.

38) < In restitutionem seu restaurationem quorum-

mdam nemorum que dicti abbas et conventus dicebant ad se et ecclesiam suam olim provenisse, ex collatione seu donatione episcopi ac thesaurarii Laudunensis, de quibus nemoribus dicebant se et ecclesiam suam spoliatos violenter et iniuste fuisse per predecessores meos. Conceduntur etiam preter hoc eis dicte decem modiate nemorum pro servicio servientum et hominum defunctorum > A.D. Aisne, H352.

39) Barthélemy, D., *op. cit.*, pp. 478.

40) A.D. Aisne, G76.

41) 詩中聖職者とは、アンゲラン事件の尋問に携わったシモン・ド・ネスル (Simon de Nesle) を指すと思われる。Le Roux de Lincy, A., *Le livre des proverbe français*, p. 370.

42) 西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」『北大法学論集』第41巻、第5-6号、1991年、29-121頁。

43) Beaune, C., *Naissance de la nation France*, Paris, 1988, pp. 205-209.

44) 本稿 I - 2 - (3)、及び註20) 参照。

45) Cohen, E., *The Crossroads of Justice: law and culture in late medieval France*, Leiden, 1992.

46) Jean de Joinville, *op. cit.*, § 747, p. 369.

47) *Très ancienne coutume de Bretagne*, Paris, 1868, p. 308.

48) Pierre Gringore (éd. de Montaignon, A. et de Rothschild, J.), *La Vie Monseigneur Saint Louis par personnages*, Paris, 1877, p. 256.